

公共ライドシェアみえモデル実証事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

公共ライドシェアみえモデル実証事業

2 委託業務の概要・目的

人口減少下において、学校や医療機関、商業施設など日常生活に不可欠な施設の統廃合が進み、通学や通院、買物など地域における移動の問題がこれまで以上に顕在化している。特に本県では、身近に分娩取扱施設がないなど、周産期医療に課題を有する地域における妊産婦のアクセス支援の必要性が高まっている。

一方で、交通事業者の深刻な運転士不足等の中、地域における持続可能な移動手段として、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送制度に基づく一般ドライバーを活用した市町主体の公共ライドシェアがこうした課題解決の鍵になりうるが、公共ライドシェアの導入にあたっては、既存の交通事業者との連携・共存が重要である。

県がこれまでに実施した県内調査等の結果、高齢者を中心にドアツードアの移動サービスを求める声が多く聞かれる一方で、タクシー事業者では人員不足や従業員の高齢化等により、地域や時間帯によっては十分な供給量を確保できていない状況があることを把握している。

そのため、本業務では、特定のエリアや時間帯によってタクシーの配車に時間を要するなど交通空白を有し、かつ周産期医療の課題を抱えている名張市及び紀宝町において、タクシー優先配車の仕組みと運賃・運送の対価への補助を組み合わせた新たなモデルの実証運行を実施するとともに、実証運行の検証、分析・評価を行うことで、既存の交通事業者と共存可能な公共ライドシェアモデルを構築し、県内他地域への横展開につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月17日（水）まで

4 実証運行の概要

本実証運行は、名張市及び紀宝町がそれぞれ運行主体となり、道路運送法第78条第2号に基づく事業者協力型自家用有償旅客運送として「タクシーとの共同運営の仕組み」により実施するものであり、概要は次のとおりとする。

項目	内容	
運行主体	名張市	紀宝町
運行区域	名張市内（ただし、発地・着地のいずれかが名張市内に限り、伊賀市の分娩取扱施設での乗降を可能とする。） ※伊賀市の乗入れポイントについては調整中	紀宝町内（ただし、発地・着地のいずれかが紀宝町内に限り、隣接市町での乗降を可能とする。） ※隣接市町への乗入れについて、区域とするかポイントとするかは調整中
乗降方式	ドアツードア方式	

配車方式	利用者からの配車予約を地域のタクシー事業者に優先的に通知し、タクシーでの対応が難しい場合に限り公共ライドシェアを配車する「タクシー優先配車機能」を有するアプリケーションを用いた配車。	
運行期間	令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月）	
運行日	全日（土日祝日含む）	平日及び土曜日（祝日含む）
運行時間	午前6時～午前1時	午前8時～午後5時
利用者	名張市民の妊婦及び産後1年未満の子を持つ親、1歳未満の乳児	紀宝町民
運送の対価	距離制運賃（タクシー運賃と同額）	
運送の対価への割引	【対象者】 ：利用者と同一 【割引率・額】 ：距離に応じて割引 自己負担500円～3,000円 【割引方法】 ：電子チケット	【対象者】 ： ①18歳以上（高校生を除く）かつ自動車運転免許を所有していない人 ②妊産婦 ③その他町長が必要と認める人 【割引率・額】 ：12,000円/人 (500円×24枚) 【割引方法】 ： 紙チケット又は電子チケット
決済方法	クレジット決済、二次元コード決済 ※今後のタクシー事業者等との協議により、決済方法として現金を用いる可能性があることも想定すること。	
利用方法	アプリケーションからの予約又はコールセンターへの電話	
ドライバー	10名程度	3名程度
登録台数	12台程度（ドライバー所有の自家用車10台、リースによる専用車両2台）	6台程度（ドライバー所有の自家用車3台、リース車両3台）
運行台数	2台程度（1日あたり最大）	3台程度（1日あたり最大）
運行管理	市内タクシー事業者（業務委託）	近隣タクシー事業者（業務委託）
その他	詳細は協議の上、決定することとする。	

5 委託内容

受託者は、本業務の実施にあたり、県、名張市、紀宝町及び運行管理事業者等と連携し、実証運行計画の具体化支援、運行システムの構築・運用、運行体制の構築・運用、運送の対価の管理・運賃差額の補填、調査分析支援、業務の進捗管理を行うものとし、詳細は次のとおりとする。

(1) 実証運行計画の具体化支援

受託者は、県、名張市及び紀宝町と協議の上、実証運行の実施体制やスケジュール、評価方法等を整理するとともに、県、名張市及び紀宝町が提供する資料・データや隣接市町等との調整状況を基に、上記4に記載した実証運行がより実効性のあるものとなるよう実証運行計画の作成を支援する。

(2) 運行システムの構築・運用

① システムの構築

ア タクシーとの共同運営の仕組みを成立させるタクシー優先配車システム（ユーザーアプリ又は電話で予約が入った際に、公共ライドシェアの車両を確保しつつ、複数タクシー事業者への配車可否を確認し、タクシー事業者が配車可能な場合はタク

シーを配車、配車不可の場合にのみ公共ライドシェアを配車するもの) について、ユーザーアプリやドライバーアプリ等を含め、本書及び特記仕様書に示す運行内容及び要件に沿ったシステムを構築すること。その際、一部の利用者がアプリ上又は紙によるタクシー及び公共ライドシェアのいずれにも使用できる割引チケットを使用した場合に対応できるようにするとともに、利用者がより利用しやすいシステムの設計となるよう県と協議のうえ随時調整を行うこと。

イ タクシー優先配車システムについては、新たに構築せず他の地方自治体において導入実績があるものを採用することも可能とする。

ウ 本業務に伴い構築する割引チケットへの対応機能を持ったタクシー優先配車システムについては、契約期間終了後に名張市及び紀宝町を含む県内の自治体の実証又は実装する際に、月額利用料のみで利用できるようにすること。

② システムの保守・運用支援

ア 保守・運用

(ア) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について名張市及び紀宝町に随時報告すること。

(イ) システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

(ウ) システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うことができ、必要に応じて名張市及び紀宝町へ連絡する体制を確立していること。

(エ) 実施地域で営業する各タクシー事業者に対しては、実証運行期間中におけるライドシェアドライバーの点呼等のためのタブレット及びタクシー配車通知を受け取るためのタブレットとして、各々通信機能を有するものをリースで用意すること。

(オ) 上記 (ア) ～ (エ) を含む保守・運用業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、県、名張市、紀宝町及び運行管理事業者からの連絡・問い合わせに対応する窓口を設けること。

イ 研修の実施等支援体制の構築

(ア) システムが円滑に運用できるよう、名張市、紀宝町、運行管理事業者、オペレーター、ドライバー等の運営関係者への説明・指導を実施すること。

(イ) 住民説明会等における利用者への説明・指導に係る支援を行うこと。なお、住民説明会については、名張市及び紀宝町でそれぞれ2回以上の実施を想定している。

③ コールセンター（有人電話受付予約センター）の設置・運営

ア 1日あたり20人の電話受付を想定し、対応できる体制の構築・運営を行うこと。

イ 利用者の予約受付の他に、利用者の新規登録受付も行うこと。

ウ 運営時間は、午前9時～午後5時とすること。

(3) 運行体制の構築・運用

① 運行体制の確保

受託者は、本実証運行が、運行主体である名張市及び紀宝町の下で円滑に実施されるよう、名張市及び紀宝町と連携し、公共ライドシェアに係るドライバーや車両、運行管理など、必要となる体制の確保を行うこと。

② ドライバーの確保・委託料の支払い

ア 受託者は、名張市や紀宝町、タクシー事業者等と連携し、公共ライドシェアに係

るドライバーの募集、採用及び業務委託契約の締結に係る業務全般を行うこと。

イ 採用となったドライバーに大臣認定講習（交通空白地有償運送運転者講習）の手配を行い、かつ、講習を受講した者と委託契約を締結すること。

ウ 契約を締結したドライバーに対し、落札後に県、名張市及び紀宝町と受託者との協議により定めた報酬及び手当の支払基準に基づき、支払いを行うこと。なお、委託料の上限は3,168,000円とする。

エ ドライバーに対するライドシェア保険に加入すること。

オ その他募集要件については、県、名張市及び紀宝町と協議して定めるものとする。

③ 運行車両の確保・整備

運行車両はドライバー所有の自家用車及び受託者がリース等で確保する専用車両とし、安全な運行ができるようアルコールチェッカーやドライブレコーダー等を設置するための必要な措置を行うこと。また、必要に応じてチャイルドシート等の設置を行うこと。

④ 運行管理体制の確保・委託料の支払い

実証運行におけるタクシーの運行、公共ライドシェアの運行管理及び車両整備管理等を担うタクシー事業者と委託契約を締結し、運行管理等の実績に応じた委託料の支払いを行うこと。なお、委託料の上限は3,600,000円とし、名張市及び紀宝町における運行時間に応じて調整するものとする。

⑤ タクシー事業者への運用説明

実証運行に協力するタクシー事業者（全参画事業者）に対し、システムの管理者Web画面等の操作方法、予約受付フロー、配車判断、実績確認等に関する説明会を実施すること。

（4）運送の対価の管理・運賃差額の補填

① 運送の対価の管理・差額補填

ア 受託者は、本実証運行に係る公共ライドシェア利用者から運送の対価を受領し、適切に管理を行うとともに、運行に従事したドライバーに支給する報酬として還元する。

イ 受託者は、本実証運行による割引適用後の運賃でタクシーを配車した事業者に対し、事業者からの実績報告及び請求に基づき、割引適用前の正規のタクシー運賃との差額の支払いを行う。なお、差額補填料の上限は7,992,000円とする。

（5）調査分析支援

① 満足度及び地域の移動ニーズの把握、評価

ア アプリやアンケート用紙を用いて利用者の満足度等を測ること。

イ 実証運行により得られたデータやアンケート調査等を基に調査及び分析を行い、名張市及び紀宝町におけるエリア・時間帯ごとの移動ニーズの有無や程度等を定量的に明らかにすること。

ウ 実証運行の結果をふまえ、実装に向けた改善点等を提案すること。

（6）業務の進捗管理

① 業務の進行支援に係るマネジメント

ア システムの導入までの準備及び導入後の運用に至るまで、県、名張市、紀宝町、タクシー事業者と適宜打ち合わせを行い、進捗管理や運行状況について相談・支援を行うこと。

- イ 関係者（運行管理事業者、運輸支局等）への説明、協議にあたり、業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理など、合意形成に向けた相談・支援を行うこと。
- ウ 本実証運行の実施にあたり、関係市町の地域公共交通会議や自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録申請に必要な書類作成等について支援を行うこと。
- エ 運行管理業務を担う交通事業者が当該業務を行うための必要な準備行為等に関し、相談・支援を行うこと。
- オ システム導入にあたっての運行体系構築に向けた準備等について、相談・支援を行うこと。
- カ 名張市及び紀宝町の住民に対する利用促進に向けたチラシを作成するほか、名張市及び紀宝町とともに住民説明会を実施するなど、周知広報の取組を行うこと。その際、業務範囲に係る企画の立案、資料の準備、説明事項の整理等について、相談・支援を行うこと。
- キ システム導入後の利用実績や利用者の新たな要望により運行体系の改善が必要と判断された場合、県、名張市及び紀宝町と適宜協議の上、運行改善に向けた相談・支援を行うこと。
- ク 実証運行の検証及び本格運行に向けた相談・支援を行うこと。
- ケ 上記ア～クの業務のほか、公共ライドシェアの導入から実証運行の開始・運用に至るまで、名張市及び紀宝町において必要となる業務について、相談・支援を行うこと。

6 業務遂行体制

(1) 実施責任者等

契約締結後、受託者は速やかに公共交通分野における専門的知識を有し、本業務を統括する技術者（実施責任者）を選任し、業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）とともに、書面で報告すること。技術者、業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

7 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる資料の収集は、原則として、県の指示により受託者が行わなければならない。
- (3) 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、受託者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と受託者とで取扱いを協議する。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に県の了解を得て、再委託先事業者等の管理監督を行うこと。

- (5) ドライバーに支給する報酬及び手当やタクシー運賃の差額補填に要する費用その他精算が必要な経費については、実証運行終了後に実績に応じて変更契約を行うものとする。
- (6) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定するものとする。

8 成果品

(1) 成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおりとし、納入先は県、名張市及び紀宝町とする。なお、納入成果品は紙媒体以外に必要なに応じてPDFファイル等の電子記録媒体も用いて納入するものとする。

- ① タクシー優先配車システム一式
- ② 業務計画書
- ③ システム設定書
- ④ 保守・運用に関する体制図
- ⑤ ユーザーアプリマニュアル
- ⑥ ドライバーアプリマニュアル
- ⑦ オペレーターツールマニュアル
- ⑧ タクシー事業者向け運用マニュアル
- ⑨ 議事録
- ⑩ 実証運行及び移動ニーズ調査分析、提案に関する報告書
- ⑪ 運送の対価の受領額、運賃差額の補填額、タクシー事業者やドライバーへの委託料の支払額などがわかる明細
- ⑫ その他業務項目において作成した根拠資料等

(2) 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は県の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(3) 成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく成果品を業務完了報告書とともに県に提出し、担当課立ち会いの上、成果品についての検査を受けるものとする。

9 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに県担当課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 実施責任者選任届（連絡体制含む）
- (3) その他県が必要とする書類

10 著作権

作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

- (2) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、委託者に譲渡するものとする。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 委託者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) (7) の著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等に係る一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

11 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (3) 契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを委託者に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、受託者に発生する費用については、別途請求しない。
- (4) 実証運行開始後に本業務に関わる不適合が判明した場合は、受託者が無償で改修するものとする。
- (5) 本業務は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（令和 8 年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの「交通空白」解消タイプ）を活用して実施することから、同補助金の交付要綱に基づき処理し、必要書類の作成や手続きを支援するとともに、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定を遵守すること。なお、個人情報の保護に関する法律第 176 条、180 条及び第 184 条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事し

ていた者等に対する罰則規定があるため留意すること。

(7) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(8) 受託者が（7）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずることとする。